

議案第23号

磐田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

磐田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を
改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年2月18日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
の一部を改正する条例

磐田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年磐田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

磐田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改める。

第3条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「ところにより、」の次に「規則で定める」を加え、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「電子情報処理組織をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「して行わせる」を「する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に改め、「申請等を書面等により行うものとして規定した」を削り、「条例等の規定に規定する書面等」を「他の条例等の規定に規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「申請等のうち」に、「により」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の」

を加え、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の2項を加える。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料、手数料その他の収入金の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料、手数料その他の収入金の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって、規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第4条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して」を「規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に、「当該処分通知等に」を「当該条例等その他の当該処分通知等に」に改め、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当

該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「処分通知等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第5条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定に規定する」を「規定により」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加える。

第6条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定に規定する」を「規定により」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「作成等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署

名等」に改め、「当該署名等に」を削る。

第9条を第11条とする。

第8条の見出し中「手続等に係る電子情報処理組織の使用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条中「市の機関等が」を削り、「使用して行わせ、又は」を「使用する方法により」に改め、「行うことができる」の次に「市の機関等に係る」を加え、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第10条とする。

第7条第1項中「市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他」を「情報通信技術を利用して行われる手続等に係る市の機関等の情報システム（以下単に「情報システム」という。）の整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために」に改め、同条第2項中「措置を講ずる」を「規定による情報システムの整備」に、「情報通信の技術の利用における」を「当該情報システムの」に、「確保するよう努め」を「確保するために必要な措置を講じ」に改め、同条第3項中「市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進」を「第1項の規定による情報システムの整備」に、「当該手続等」を「これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事務」に、「を図る」を「その他の見直しを行う」に改め、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（適用除外）

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第

1 項又は前条第 1 項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第 8 条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

磐田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>磐田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするために共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等 人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により 書面等により行うこととしてしている ものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、<u>電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者</u> の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。) を使用して行わせる ことができる。</p> <p>2 前項の規定 により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条</p>	<p>磐田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、<u>電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）</u> を使用する方法により行うことができる。</p> <p>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該 申請等に関する他</p>

現行	改正案
<p>例等の規定に規定する書面等 により行われたものとみなして、 当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第1項の規定 により行われた申請等は、 市の 市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたフアイ ルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。</p> <p>4 第1項の場合において、市の機関等は、当該申請等に関する他の条例等 の規定により 署名等を行うこととしているもの 当該条例等の規定にかかわらず、 氏名又は名称を明らかにす る措置であつて規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせること ができる。 (追加)</p>	<p>の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例 等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当 該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたフアイ ルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。</p> <p>4 申請等のうち 当該申請等に関する他の条例等 の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情 報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、 当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カ ード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す る法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを いう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにす る措置であつて規則で定めるものをもって代える こと ができる。</p> <p>5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料、手 数料その他の収入金の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情 報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料、手数料その 他の収入金の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報 処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて、 規則で定めるものをもってすることができる。</p> <p>6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場 合、申請等に係る書面等のうちその原本を確認する必要があるものがあ る場合その他の当該申請等のうち第1項の電子情報処理組織を使用する 方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合 として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等 のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合にお いて、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6 項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項 までにおいて同じ。）」とする。</p>

現行	改正案
<p>(電子情報処理組織による処分通知等) 第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</p> <p>4 第1項の場合において、市の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。(追加)</p>	<p>(電子情報処理組織による処分通知等) 第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うこととその他の他の方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。</p> <p>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</p> <p>4 処分通知等のうち 当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって代えることができる。</p> <p>5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちに第1項の電子情報処理組織のものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、</p>

現行	改正案
<p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第5条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしてしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたもののみならず、<u>当該縦覧等に関する他の</u> <u>条例等</u>その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第6条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしてしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたもののみならず、<u>当該作成等に関する他の</u> <u>条例等</u>その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第1項の場合において、市の機関等は、<u>当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしてしているもの</u> <u>に</u>については、当該条例等の規定にか</p>	<p>当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。</p> <p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第5条 <u>縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、<u>当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により</u> <u>行うことができる。</u></p> <p>2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、<u>当該縦覧等に関する他の</u> <u>条例等</u>により行われたもののみならず、<u>当該条例等</u>その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第6条 <u>作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、</u><u>当該書面等に係る電磁的記録により</u> <u>行うことができる。</u></p> <p>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、<u>当該作成等に関する他の</u> <u>条例等</u>の規定により行われたもののみならず、<u>当該作成等に関する他の</u> <u>条例等</u>の規定を適用する。</p> <p>3 <u>作成等のうち</u> <u>当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にか</u></p>

現行	改正案
<p>かわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</p> <p>(追加)</p> <p>(手続等に係る情報システムの整備等) 第7条 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推</p>	<p>かわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって_____代えることができる。</p> <p>(適用除外) 第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの</p> <p>(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）</p> <p>(添付書面等の省略) 第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</p> <p>(手続等に係る情報システムの整備等) 第9条 市は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る市の機関等の</p>

現行	改正案
<p>進を図るため、<u>情報システムの整備その他</u> <u>必要な措置を講ずるよう努め</u>なければならない。</p> <p>2 市は、前項の措置を講ずる <u>に</u>当たっては、<u>情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努め</u>なければならない。</p> <p>3 市は、<u>市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に</u>当たっては、<u>当該手続等</u> <u>の簡素化又は合理化を図る</u> <u>よう努めなければならない。</u></p> <p>(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)</p> <p>第8条 市長は、少なくとも毎年度1回、<u>市の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる</u> <u>申請等及び処分</u> <u>通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用</u> <u>に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表する</u> <u>ものとする。</u></p> <p>(委任) 第9条 略</p>	<p>情報システム（以下単に「情報システム」という。）の整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの<u>安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>3 市は、<u>第1項の規定による情報システムの整備</u> <u>に</u>当たっては、<u>これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)</p> <p>第10条 市長は、少なくとも毎年度1回、<u>電子情報処理組織を使用する方法により</u> <u>行うことができる</u> <u>市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表する</u> <u>ものとする。</u></p> <p>(委任) 第11条 略</p>